

吹田市公告第 25 号

吹田市公共下水道事業 川面排水区污水圧送幹線整備工事第 1 工区に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 1 月 17 日

吹 田 市 長 後 藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | |
|----------|--|
| 1 工事名称 | 吹田市公共下水道事業 川面排水区污水圧送幹線整備工事第 1 工区 |
| 2 工事場所 | 吹田市南高浜町地内ほか |
| 3 工 期 | 令和 7 年 3 月 5 日 ～ 令和 9 年 9 月 30 日 |
| 4 工事種類 | 土木一式工事 |
| 5 工事概要 | 推進工 $\phi 800\text{mm}$ $L=393.86\text{m}$
開削工 $\phi 600\text{mm}$ $L=1,685.37\text{m}$
人孔設置工 0 号組立人孔 2 か所
1 号組立人孔 1 か所
楕円組立人孔 2 か所
1,800*1,500 組立人孔 2 か所
特殊人孔設置工 1 か所
機械電気設備工 一式
附帯工 一式
総延長 $L=2,079.23\text{m}$ |
| 6 予定価格 | 1,664,555,000 円（税抜） |
| 7 最低制限価格 | 事後公表とする。 |
| 8 入札回数 | 1 回 |
| 9 入札保証金 | 吹田市財務規則第 98 条に基づき免除 |
| 10 契約保証金 | 契約金額の 10% 以上 |
| 11 支払条件 | （1）前払い有り
（当該年度の出来高予定額の 40% 以内の額。令和 7～9 年度各 1 回。）
（2）中間前払い有り
（当該年度の出来高予定額の 20% 以内の額。令和 7～9 年度各 1 回。）
（3）部分払い有り（令和 7 年度、令和 8 年度の各年度末 1 回払いとする。） |

※前払い金、中間前払い金及び部分払い金については、当該請求に係る年度の
予算額を限度とする。

12 主な保険等

以下に掲げる全て。

- (1) 労働者災害補償保険
- (2) 土木工事保険（請負代金額かつ「工期＋1 か月」で加入）
- (3) 第三者に対する損害賠償保険
(1 事故対人 1 名につき、3, 0 0 0 万円以上、かつ総額 2 億円以上)
- (4) 建設業退職金共済

13 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本工事は、2 社又は 3 社で構成する特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）での参加とし、施工方式は共同施工方式とする。
- (2) 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）で示す資格要件を全て満たしていること。
- (3) 本案件と同一の業種について、特定建設業許可を有すること。
- (4) 本市（総務部契約検査室）が公告する本案件と同一の業種の電子入札案件で、令和 6 年度中に落札（落札候補者を含む）した件数が、本件の落札候補者決定時において 2 件未満である者であること。ただし、JVでの落札案件等、入札参加申し込み・受注件数の制限の対象外とした案件を除く。

なお、本案件に JV で参加する市内事業者（本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に市内本店で登載されている者をいう。以下同じ。）については、下記に示す年間の受注件数の制限は対象外とする。

吹田市ホームページ内＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞工事及び工事関連コンサル関係入札情報＞電子入札＞「(お知らせ) 令和 6 年度の電子入札について」＞4 一般競争入札における入札参加申し込み・受注件数の制限等 (1) ア (イ)

- (5) 本市（総務部契約検査室）が公告する電子入札案件で、令和 6 年度中に本案件以外の業種（建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。）を落札（落札候補者を含む）していないこと。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、受注業種の制限を対象外とした案件を除く。
- (6) 本市（総務部契約検査室）が公告する電子入札案件で、本案件と開札日が同一の案件がある場合、本案件以外の業種（建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。）に参加申請していない者であること。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、入札参加申し込みの制限を対象外とした案件を除く。
- (7) 入札参加資格確認申請受付最終日（以下「受付最終日」という。）において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「評定値通知書」という。）の写しを本市（総務部契約検査室）に提出していること。（未提出の場合

は、必ず令和7年2月4日（火）までに提出すること。）

（８）ＪＶ（構成員数２社）で参加する場合

- ア ＪＶは自主結成とし、構成員の数は２社とする。ただし、２以上のＪＶの構成員になることはできない。
- イ ＪＶの構成員の出資比率は３０％以上とする。ただし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。
- ウ ＪＶの各構成員の資格は次のとおりとし、（ア）と（イ）各１社ずつの組合せによるものとする。

（ア）「代表者」

- a 本市の令和６年度の入札参加有資格者等級格付け（以下「等級格付け」という。）において、本案件と同一業種でＡ等級の認定を受けていること。
- b 受付最終日における「評定値通知書の土木一式工事の総合評定値」（以下、「土木一式工事のＰ点」という。）が、１，４００点以上であること。
市内事業者については、土木一式工事のＰ点に吹田市工事請負契約等に係る発注要領第２条第３項第１号に基づく発注者別評価点（以下「主観点」という。）を加えた値が、受付最終日において１，１００点以上であること。
- c 本市の資格者名簿に建設工事で登載後、公告の日において、１年を超えている者であること。市内事業者又は準市内事業者（本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者をいう。以下同じ。）については、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、１年を超えている者であること。
- d 現場代理人を常駐で工事現場に配置できること。ただし、受付最終日において、３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- e 本案件と同一の業種に関し、準市内事業者及び市外事業者（本市の資格者名簿に市外で登載されている者をいう。以下同じ。）については完成・引渡しが平成２６年度から受付最終日までに、市内事業者については完成・引渡し受付最終日までに完了している、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第１に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第１８条に規定する法人をいう。以下同じ。）が発注したＤＩＤ地区（人口集中地区）における工事の経験を有する者を監理技術者として１名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- f 官公庁等が発注したＤＩＤ地区（人口集中地区）における、１万台/日以上交通量がある道路の交通規制を伴う管推進工法（小口径推進工を除く）を含む本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績があること（完成・引

渡しが平成26年度から受付最終日までに完了していること。ただし、市内事業者については、完成・引渡しが受付最終日までに完了していること。）。
なお、JVによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

(イ)「構成員1」

- a 市内事業者又は準市内事業者であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。
- b 市内事業者については、本市の令和6年度の等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でC等級以上の認定を受けており、土木一式工事のP点に主観点を加えた値が、受付最終日において750点以上であること。
準市内事業者については、本市の令和6年度の等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でA等級以上の認定を受けていること。
- c 本案件と同一の業種に関し、国家資格を有する主任技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- d 官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績があること（完成・引渡しが平成26年度から受付最終日までに完了していること。ただし、市内事業者については、完成・引渡しが受付最終日までに完了していること。）。なおJVによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

(9) JV（構成員数3社）で参加する場合

- ア JVは自主結成とし、構成員の数は3社とする。ただし、2以上のJVの構成員になることはできない。
- イ JVの構成員の出資比率は20%以上とする。ただし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。
- ウ JVの各構成員の資格は次のとおりとし、(ア)、(イ)、(ウ)各1社ずつの組合せによるものとする。

(ア)「代表者」

13 入札参加資格(8)ウ(ア)「代表者」で求める要件と同じ。

(イ)「構成員1」

13 入札参加資格(8)ウ(イ)「構成員1」で求める要件と同じ。

(ウ)「構成員2」

- a 市内事業者であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。
- b 本市の令和6年度の等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でC等級以

上の認定を受けていること。

- c 本案件と同一の業種に関し、国家資格を有する主任技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- d 官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績があること（完成・引渡しが受付最終日までに完了していること。）。なお J Vによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

- 14 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

15 入札参加資格確認申請

- (1) 本入札に参加を希望する J Vの代表者は、システムにより「競争参加資格確認申請」を行うこと。その際、必ず J V名称を入力し、システムにおいて「競争参加資格確認申請」の「J V参加」欄にチェックすること。なお、J V名称には英語等による通称名又は愛称名は避け、社名の略称を用いること。

- (2) 申請受付期間

令和7年1月20日（月）午前9時から

令和7年2月 4日（火）午後5時までのシステム稼働中

- (3) 本入札に参加を希望する J Vの代表者は、前記の申請と合わせて以下の証拠書類をシステムからダウンロードして作成し、郵送により提出すること。郵送にあたっては、配達記録の残る郵便等を使用し、封筒の表面に「工事名」を朱書すること。

ア 様式1 「入札参加資格確認申請書」

イ 様式2 「特定建設工事共同企業体協定書」

ウ 様式3 「委任状」

- (4) 提出先

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市総務部契約検査室

- (5) 提出期限 令和7年2月14日（金）までに必着のこと。

- (6) 提出された証拠書類については、返却しない。

16 入札参加資格確認結果

- (1) 入札参加資格の確認については、申請時に J V代表者の等級格付け等について、システムが行う事前審査、開札から落札候補者決定までに行う審査（システムにより添付された書類等の審査）及び開札後に15（3）及び21（2）の証拠書類に基づいて行う事後審査の3段階に分けて実施する。

- (2) 事前審査の結果については、システムにより J Vの代表者に通知する。

- (3) 結果通知日 令和7年2月6日（木）

17 設計図書等の交付

システムからダウンロードすること。

18 質疑及び回答

(1) 質疑受付締切日時 令和7年1月24日(金)午後5時

(2) 回答掲載開始日時 令和7年1月31日(金)午後3時頃から

19 入札書の提出及び開札

(1) 入札書の提出はJ Vの代表者がシステムにより行うこと。なお、J V名称、入札金額(税抜)のほか任意の電子くじ用数値(3桁まで)を必ず入力すること。

(2) 入札書受付期間

令和7年2月17日(月)午前9時から

令和7年2月18日(火)午後5時までのシステム稼働中

(3) 開札日時

令和7年2月19日(水)午前9時30分以降

(開札は、公告番号順に行う。)

20 落札候補者の決定

(1) 開札後に行うシステムにより提出された書類等の審査の結果、入札参加資格有と認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、提出期限までに13(7)及び15(3)の書類提出がない場合、入札は無効となるため、落札候補者となることはできない。また、事前審査においてJ Vの代表者に入札参加資格「有」と通知した場合でも、他の構成員に等級格付けがされていない場合は、入札は無効となるため、落札候補者となることはできない。

(2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。

21 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を電子ファイル(形式はPDF)にて、(3)のメールアドレス宛に送信すること。

電子ファイルを確認後、本市から連絡するので、押印が必要な書類は原本を契約検査室宛に郵送又は持参で提出すること。なお、配置予定技術者等調書及び積算内訳書(落札候補者用)については、システムよりダウンロードして作成すること。

(1) 提出日時 令和7年2月19日(水)

(2) 提出書類

ア 配置予定技術者等調書(構成員全員分)

イ 配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の資格者証の写し(構成員全員分)

(ただし、監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写しについても提出すること。)

ウ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的(受付最終日において3か月以上の雇用関係)に雇用していることが確認可能なもの(監理技術者及び主任技術者については構成員全員分、現場代理人については、J V代表者のみ)

- エ 入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類（契約書・仕様書・設計図書・CORINS 工事カルテの写し等）（構成員全員分）
- オ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し（構成員全員分）
- カ 直近の評定値通知書の写し（構成員全員分）
- キ 積算内訳書（落札候補者用）
- ク 吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（構成員全員分）
- ケ 契約保証に関する届出書

(3) メールアドレス

吹田市総務部契約検査室 keiyak_s@city.suita.osaka.jp

22 落札者の決定

- (1) 落札候補者について、開札後に 15（3）及び 21（2）の証拠書類に基づく事後審査を行い、入札参加資格を確認した結果、適格者を落札者として決定する。
なお、落札候補者は、本市からの連絡にすぐに対応できるように待機しておくこと。
- (2) 落札者の決定については、システムにより入札参加 J V の代表者に通知する。

23 その他

- (1) 入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。
- (2) 本件は、入札参加資格確認申請及び入札手続に関し、システムを利用して行う電子入札案件であるので、郵送、電送、電報、持参等による申請又は入札は受付けない（ただし、15（3）の証拠書類は郵送による提出とする。また、21（2）の証拠書類はメールにより提出後、押印の必要な書類を郵送又は持参により提出するものとする。）。

24 問合せ先

吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号
吹田市総務部契約検査室
電話（直通） 0 6 - 6 3 8 4 - 1 4 8 9